

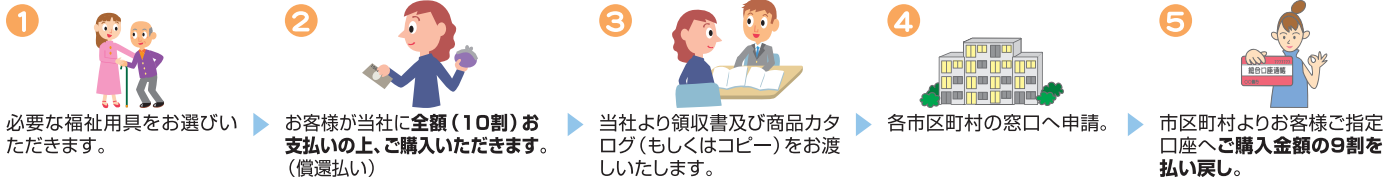
介護保険における特定福祉用具購入費の支給

特定福祉用具販売のサービス

- 支給対象……要支援～要介護5と認定された方。
- 利用限度額……毎年4月からの1年間で10万円(税込み)
- 異なる福祉用具を組み合わせで購入できます。(同一種目同士の組み合わせは不可)

- ご利用者負担額は1割です。
- お支払方法は償還払いです。ご利用者が一旦購入費の全額を購入業者に払い、後に9割の払い戻しを受ける「償還払い」でのお支払となります。

●購入から福祉用具購入費支給までの流れ



介護保険の購入費支給対象の特定福祉用具

※写真掲載の商品は一例です。

種 目 名				
腰掛け便座	自動排泄処理装置の交換可能部品	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフトの吊り具の部分
<ul style="list-style-type: none"> ●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの ●電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ●ポータブルトイレ ●便座の底上げ部材 	<ul style="list-style-type: none"> ●レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの ●入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●入浴台 ●浴室内すのこ ●浴槽内すのこ ●入浴介助ベルト 	<ul style="list-style-type: none"> 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事もとまなわないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 移動用リフト本体は貸与(レンタル)対象商品です。吊り具部分のみ購入対象商品になります。

※記載内容は法改正等により変更される場合があります。

介護保険による住宅改修費の支給

住宅改修のサービス

- 支給対象……要支援～要介護5と認定された方で、在宅で生活し住宅改修が必要とされる方。(事前申請)
- 利用限度額……現住居につき20万円(限度)。要介護度が3段階以上進んだ場合、または転居した場合に再度20万円限度で利用できます。

- ご利用者負担額は1割です。
- お支払方法は償還払いです。ご利用者が一旦購入費の全額を購入業者に払い、後に9割の払い戻しを受ける「償還払い」でのお支払となります。

●住宅改修から住宅改修費支給までの流れ



介護保険の改修費支給対象の住宅改修の項目

① 手すりの取り付け 廊下・トイレ・浴室・玄関などに、転倒予防や移動・移乗のために設置する工事。	② 段差の解消 敷居を低くする、スロープを設置する。	③ 床材の変更 部屋や浴室等の床材を、滑りの防止や円滑移動等のために、滑りにくいものに変更する工事。	④ 引き戸等への扉の取替え 開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に取り替える工事、ドアノブの変更、戸庫の設置工事、引戸等の新設	⑤ 便器の取替え 和式便器を洋式便器に取り替える工事。	⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯する工事 ・手すりの取り付けのための壁の下地補強等。 ・浴室の床段差の解消に伴う給排水設備工事等。 ・床材の変更のための下地や根太の補強等。 ・ドアの取替えに伴う壁や柱の改修工事等。 ・便器の取替えに伴う給排水工事、床材の変更等。 ・転落防止柵の設置
--	--------------------------------------	--	---	---------------------------------------	---

※市区町村によって異なる場合があります。 ※記載内容は法改正等により変更される場合があります。